

扶桑商工通信

令和4年10月号

発行 扶桑町商工会

事業実施報告&案内

輝く女性の実践創業塾

例年大好評の輝く女性の実践創業塾が9月6日より毎週火曜に開催。扶桑町在住の中小企業診断士 高木富美子先生を講師に迎え、全5回の講義が行われました。本年度は14名の創業予定者が参加され、創業計画書の書き方、SNSを活用した情報発信、マーケティング手法、労務基礎知識や売上目標の設定方法など、経営に係るイロハを一から学び、創業計画を策定。10月4日(火)の最終講義では、これまで勉強された内



輝く女性の実践創業塾
当日の写真

容を自身の計画に落とし込みプレゼンするビジネスプラン発表会を行い、鈴木会長より修了証を受け取りました。

12月1日(木)と2日(金)の両日にイオン

扶桑店にて創業塾卒業生によるチャレンジショップを開催致します。創業塾卒業生の起業一歩目となる当イベント、ぜひ応援に来てください。

展示会活用セミナー

9月15日(木)メッセナゴヤ2022出展者向けの展示会活用セミナーを開催。講師には大阪から展示会出展の専門家大島先生を招き、模擬ブースの確認を行いました。

メッセナゴヤは環境、科学技術、国際交流といった愛知万博の理念を継承する事業として2006年にスタートした「異業種交流の祭典」。業種や業態の枠を超え幅広い分野・地域からの出店を募り、出展者と来場者相互の取引拡大、情報発信、異業種交流を図る日本最大級のビジネス展示会です。

本年度扶桑町商工会ブースにはダイワ化工(株) 東洋金属(株) (株名古屋モウルト、株セイシンエココーポレーション)の4企業が出展します。本年度も見どころ盛りだくさんです。開催は11月16日(水)〜18日(金)の3日間。ポトメッセないや第1展示館にて行われます。ぜひご来場ください。



展示会活用セミナー当日写真

10月、11月の事業予定

10月5日(水) 午前9時〜12時
インボイス個別相談会(完全予約制)
相談員 税理士 片山 泰宏氏

10月19日(水) 午後1時〜4時
補助金個別相談会(完全予約制)
相談員 中小企業診断士 高橋 広貴氏

持ち物 ご自身で作成した補助金の申請書
3期分の決算書、確定申告書、その他補助金を受けた事業の内容が分かるもの

10月20日(木) 午後7時〜9時
愛知県SDGs登録セミナー

講師 (一社) SDGs design 曾根 香奈子氏

(裏面に続く)

10月21日(金) 午後2時～4時

メタバース体験会

1ターム45分を2ターム実施。

11月2日(水) 午後7時～8時30分

売上アップのためのIT基礎講座

講師 中小企業診断士 松田 能治氏

11月4日(金) 午後7時～9時

メタバース体験会

1ターム45分を2ターム実施。

11月16日(水)～18日(金)

メッセナゴヤ2022出展

ポルトメッセなごやにて開催 ※要事前申込

11月22日(火) 午後1時～4時

補助金個別相談会(完全予約制)

相談員 中小企業診断士 高橋 広貴氏

持ち物 ご自身で作成した補助金の申請書

3期分の決算書、確定申告書、その他補助金を受

けたい事業の内容が分かるもの

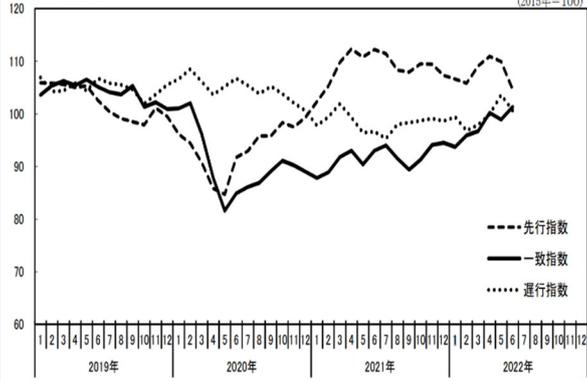
11月25日(金) 午後4時～5時45分

【免税事業者からも応募多数】

消費税・インボイス制度セミナー

講師 税理士 川村 貴浩氏

<各指数の推移>



地域経済動向報告

旬指数、あいちの景気動向指数、より参照。
6月期景気動向指数が8月末に掲載され
CI(2015年=100)は一致指数基準判断
を示しているものの、先行指数が2ヵ月連
を下回っており、今後の動向に注視する必
要は扶桑町商工会HP。

[/www.fusoci.jp/cyousa/cyousa.html](http://www.fusoci.jp/cyousa/cyousa.html)

安心 安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

■ 契約者貸付けの利用が可能
契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

■ 共済金の受給権は差押禁止
共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※ 詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

経営者のための退職金制度です!